

情報公開規程

制定日	2011年4月1日
施行日	2011年4月1日
改定日	2024年6月12日
決裁機関	理事会
管理番号	K018
版	第2版

一般財団法人 南西地域産業活性化センター

目 次

1	目 的	第 1 条
2	法人の責務	第 2 条
3	利用者の責務	第 3 条
4	情報公開の方法	第 4 条
5	公 告	第 5 条
6	資料の事務所備え置き	第 6 条
7	閲覧対象資料	第 7 条
8	閲覧場所及び閲覧日時	第 8 条
9	閲覧等に関する事務	第 9 条
10	情報公開の対象、内容、方法	第 10 条
11	その他	第 11 条
12	管理	第 12 条
13	改廃	第 13 条
14	附則	
15	別表 1	
16	様式 1	
17	様式 2	

情報公開規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人南西地域産業活性化センターが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法第48号）及び定款第52条に定めるところによる情報公開について、必要な事項を定めることを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人情報に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第7条に規定する情報公開の対象資料を閲覧ないし謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適性に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 情報公開の対象に応じ、公告、資料の主たる事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

(公 告)

第5条 法令並びに定款の規定に従い、貸借対照表（及び損益計算書）について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第53条の方法によるものとする。

(資料の事務所備え置き)

第6条 法令の規定に従い、資料の主たる事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしは謄写をさせるものとする。

(閲覧対象資料)

第7条 前条の主たる事務所備え置きの対象資料は別表1に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表1中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の資料を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の資料を公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

- 第 8 条 主たる事務所備え置きの対象とする資料の閲覧場所は、主たる事務所の総務部とする。
- 2 閲覧の日は、当財団の休日以外の日とし、閲覧時間は、営業時間内である午前 9 時から午後 5 時までとする。但し、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧時間を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

- 第 9 条 閲覧希望者から別表 1 に掲げる資料の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。
- (1) 様式 1 に定める閲覧（謄写）申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
 - (2) 閲覧（謄写）申請書が提出されたときは、様式 2 に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
 - (3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、別表 1 の「謄写の是非」に従い、可とするもののうち有料については実費負担を求め、これに応じる。

(情報公開の対象、内容、方法)

- 第 10 条 第 5 条の規定による情報公開のほか、情報公開の対象、内容、方法等の詳細は会長が定める。

(その他)

- 第 11 条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は会長が理事会の議決を経てこれを定める。

(管 理)

- 第 12 条 情報公開に関する事務は、総務部が管理する。

(改 廃)

- 第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1

閲覧書類等一覧

対象書類等の名称	閲覧対象者	謄写の是非	保存期間	備え置き場所
1. 会計帳簿	評議員	可	10年	主たる事務所
2. 貸借対照表	特定なし	可	10年	主たる事務所 公告：官報
3. 計算書類等（事業報告書、 監査報告含む）	評議員・債権者	可 (有料:実費)	5年	主たる事務所
4. 事業計画書、収支予算書	評議員・債権者	可	1年	主たる事務所
5. 定款	特定なし	可	—	主たる事務所 ホームページ
6. 評議員会議事録	評議員・債権者	可	10年	主たる事務所
7. 評議員会の決議の省略の 書面	評議員・債権者	可	10年	主たる事務所
8. 理事会議事録	評議員 債権者(裁判所の許可)	可	10年	主たる事務所
9. 理事・監事・評議員氏名 (個人住所等除く)	特定なし	可	—	主たる事務所 ホームページ
10. 賛助会員法人名称	特定なし	可	—	主たる事務所 ホームページ
11. その他法令で定める帳 簿及び書類	評議員・債権者	可 (有料:実費)		主たる事務所

閱 覧 (謄 写) 申 請 書

一般財団法人南西地域産業活性化センター
会長 ○ ○ ○ ○ 殿

申請年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
申 請 者 _____
申請者住所 〒 _____

電話番号 _____

私（申請者）は、下記の閲覧（謄写）目的に従って閲覧対象資料から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧（謄写）の目的 ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
閲覧対象資料（該当するものを○で囲んで下さい） 1. 会計帳簿 2. 貸借対照表 3. 計算書類等（事業報告書、監査報告含む） 4. 事業計画書、収支予算書 5. 定款 6. 評議員会議事録 7. 評議員会の決議の省略の書面 8. 理事会議事録 9. 理事・監事・評議員氏名 10. その他法令で定める帳簿及び書類 （個人住所等除く）

